

橿原市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、令和5年度監査の結果報告について（令和6年3月27日付け橿監第15号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和6年12月19日

| | |
|---------|-------|
| 橿原市監査委員 | 久保田幸治 |
| 橿原市監査委員 | 中西達也 |
| 橿原市監査委員 | 高橋圭一 |

指摘事項に対する措置内容

令和6年4月26日提出

| 番号 | ① ※丸印の数字 | 部 名 | こども部 | 課 名 | こども家庭課 |
|---------|--|--------|------|--------|--------|
| 指 摘 事 項 | <p>契約金額誤りについて (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により締結した令和4年度出産・子育て応援給付金 給付業務委託料の契約において、郵便料金には消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、郵便料金を含む見積総額に消費税等相当額を加算した金額により契約し、当該郵便料金に加算された消費税等相当額を過剰に支出していたもの)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>受託業者に対して、市から支払った委託料のうち、二重に課税された消費税額分 20,660 円の返還を請求し、令和5年度中（令和6年1月15日）に収入いたしました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月17日提出

| 番号 | ⑮ ※丸印の数字 | 部 名 | 企画戦略部 | 課 名 | 人権政策課 |
|---------|---|--------|-------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | <p>補助金の補助対象事業の該当性の確認漏れ及び会計処理の指導誤りについて</p> <p>(令和4年度檀原人権ネットワーク補助金について、檀原市補助金等交付規則第5条の規定による交付決定時の補助対象経費を大幅に上回る経費を、同第9条の規定による事業内容変更承認の審査を経ることなく、同第11条の規定による実績報告において、軽微な変更として補助対象経費と認めたとうえで、補助金の額を確定していたもの。また、実績報告において増額された主な補助対象経費は、先進地視察に係る旅費であり、増額の原因は、同一加盟団体からの複数参加等による視察人数の大幅な増加で、事業の成果についての検証も不十分であったもの。さらに、先進地視察に係る経費の増額に伴い、実績報告における団体の決算総額が当初予算総額を上回ったため、収支決算書において借受金として収入科目を新設して増額させ、翌年度以降の団体予算から返還させる会計処理をさせていたが、翌年度以降の団体事業費を圧縮させる結果となり、本来の補助事業の縮小にもつながるため、極めて不適切であったもの。)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>当初、令和4年度の先進地視察に係る経費が増加して団体予算が不足した分について、個人から団体への貸付（借受金）として処理し、数年かけて団体から個人へ補助金を原資とせずに返済することについて、団体と協議して了承しておりましたが、令和5年度定期監査での指摘を受け、令和6年1月26日付けで市から団体に対して先進地視察に参加した会員から借受金分の負担を求めるように要請し、令和5年度事業での清算となりました。なお、これに伴って予算額が変更となることから、令和6年1月31日付けで、補助金の変更承認の手続きを行いました。</p> <p>令和5年度の先進地視察については、補助金申請時と令和5年9月頃に予定を聞いた際に適切に支出するように要請しましたが、令和6年1月26日に口頭で改めて要請しました。また、令和4年度の先進地視察は、提出を受けた報告を元に令和6年3月28日に検証を行いました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年 5月21日提出

| 番号 | ⑳ ※丸印の数字 | 部名 | 都市デザイン部 | 課名 | 公園緑地景観課 |
|---------|---|----|---------|----|---------|
| 指 摘 事 項 | <p>財産管理について (地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産目的外使用許可について、前年度以前から毎年度使用を許可し、令和5年4月1日以降も引き続いて使用されていた檀原市営香久山墓園の一部について、更新に係る使用許可手続きが漏れ、その結果、行政財産が許可なく使用される状態が継続していたもの)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>使用許可のない占有は不法占拠となり、公法上の請求根拠がなく使用料を請求することはできないため、令和6年3月1日に、使用者から申請書の提出を受け、同日付で令和5年度の行政財産目的外使用について遡及して許可を与えることで不法占有状態に係る瑕疵を治癒するとともに、使用料については、令和6年3月29日に収入しました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月17日提出

| 番号 | ⑳ ※丸印の数字 | 部 名 | 企画戦略部 | 課 名 | 人権政策課 |
|---------|---|--------|-------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | <p>契約について（随意契約以外） （地方自治法施行令第158条第1項の規定により、檀原市公有財産規則第25条第1項第3号において定められている使用料の徴収事務を私人に委託し、駐車場使用料集金業務委託契約を締結している契約において、駐車場使用料集金業務委託料は月1区画当たり500円と定められ、これは、口座振替による場合の手数料1件当たり11円と比べて過大な価格となっているが、徴収方法や委託料の多寡等について見直すことなく、毎年度契約を更新していたもの）</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>徴収人は、これまで契約者の事情に応じて夜間や休日に訪問するなど徴収業務を工夫し、滞りなく進めていましたが、令和5年度末で私人への公金徴収業務の委託は終了し、令和6年度からは銀行窓口での納付書払いに変更しました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年 5月21日提出

| 番号 | ⑭ ※丸印の数字 | 部 名 | 都市デザイン部 | 課 名 | 公園緑地景觀課 |
|---------|---|--------|---------|--------|---------|
| 指 摘 事 項 | 占有を許可した公園の使用料 (都市公園法第6条第1項の規定により占有を許可した公園の使用料について、一部、算定した使用料と異なる金額を請求し、徴収していたもの) | | | | |
| 措 置 内 容 | 公園の占有許可に際して、使用料と異なる金額を徴収した差額については、令和6年3月28日に還付しました。 | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年4月26日提出

| 番号 | ⑳ ※丸印の数字 | 部 名 | 都市マネジメント部 | 課 名 | 建設管理課 |
|---------|---|--------|-----------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | <p>旅費の不支給について (檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)第6条に規定されている普通旅費のうち日当について、檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の運用方針について(昭和48年檀原市訓令甲第1号)第12に規定されている支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかったもの)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>旅費(日当)の支給対象となる職員2名に対して、令和6年4月11日付けで旅費(日当)を支給しました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年4月23日提出

| 番号 | ②⑥ ※丸印の数字 | 部 名 | 都市マネジメント部 | 課 名 | 道路河川課 |
|---------|---|--------|-----------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | <p>旅費の不支給について (檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)第6条に規定されている普通旅費のうち日当について、檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例の運用方針について(昭和48年檀原市訓令甲第1号)第12に規定されている支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかったもの)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>令和5年11月17日に公用車により旅行した職員に対し支給されていなかった日当について、令和6年3月7日に支給しました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月13日提出

| 番号 | ⑳ | 部 名 | 農業委員会事務局 | 課 名 | |
|---------|--|--------|----------|--------|--|
| 指 摘 事 項 | <p>農地転用届出書及び受理通知書における適用条文誤りについて (農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条により、農業委員会への届出が規定されている法定事務において、申請者に対する受理通知書に農地法の適用条文の誤りがあったもの)</p> | | | | |
| 措 置 内 容 | <p>市街化区域農地を対象とする農地転用届出事務において、令和5年4月1日付け一部改正前の農地法の条文を適用して交付した受理通知書36件について、各申請者に対し令和6年1月19日付けで受理通知書の訂正通知を行いました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月8日提出

| 番号 | ⑳ | 部名 | 上下水道部 | 課名 | 上水道課 |
|------|--|----|-------|----|------|
| 指摘事項 | <p>薬品管理について (備え付けの薬品在庫確認表において、毒物又は劇物使用時の都度の記録がなく、使用量の把握が不十分であったもの)</p> | | | | |
| 措置内容 | <p>今後は、備え付けの薬品在庫確認表による毎月末の在庫確認に加え、毒・劇物については、使用記録簿により都度使用量を記録し、管理職員の確認を受けたものを薬品在庫確認表とあわせて編綴するよう改めました。</p> | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月20日提出

| 番号 | ⑳ ※丸印の数字 | 部 名 | 総務部 | 課 名 | 情報公開室 |
|---------|--|--------|-----|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | 備品管理について (備品台帳への登載が漏れていたもの) | | | | |
| 措 置 内 容 | 機構改革に伴い他課より移管された備品の一部について、檀原市会計規則に基づき、令和6年3月28日に、公会計システムによる管理替えの手続きを行いました。 | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月20日提出

| 番号 | ③ ※丸印の数字 | 部 名 | 健康スポーツ部 | 課 名 | 保険年金課 |
|---------|--|--------|---------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | 備品管理について (備品に備品ラベルの貼付が漏れていたもの) | | | | |
| 措 置 内 容 | 備品台帳を確認し、令和5年11月27日に、貼付けが漏れていたラベル添付を行いました。 | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年4月23日提出

| 番号 | ③ ※丸印の数字 | 部 名 | 都市デザイン部 | 課 名 | 市街地整備課 |
|---------|---|--------|---------|--------|--------|
| 指 摘 事 項 | 備品管理について (備品に備品ラベルの貼付が漏れていたもの) | | | | |
| 措 置 内 容 | 備品台帳を確認し、令和6年2月14日に、貼付けが漏れていたラベル添付を行いました。 | | | | |

指摘事項に対する措置内容

令和6年5月10日提出

| 番号 | ⑳ ※丸印の数字 | 部 名 | 教育委員会事務局 | 課 名 | 教育総務課 |
|---------|---|--------|----------|--------|-------|
| 指 摘 事 項 | 備品管理について (備品に備品ラベルの貼付が漏れていたもの) | | | | |
| 措 置 内 容 | 備品台帳と所属に存する備品の整理を行い、令和5年12月27日に、貼付けが漏れていたラベル添付を行いました。 | | | | |